

第16回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年1月15日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

（報告事項）

(1) 協議第31号 介護保険事業の取扱いについて(協定項目22)

(2) 協議第32号 児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて(協定項目25-13-①)

(3) 協議第33号 児童福祉事業【保育所】の取扱いについて(協定項目25-13-②)

(4) 協議第34号 その他の福祉事業【人権】の取扱いについて(協定項目25-15-①)

(5) 協議第35号 その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて

(協定項目25-15-②)

(6) 協議第36号 その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて(協定項目25-15-③)

(7) 協議第37号 社会福祉協議会関係事業の取扱いについて(協定項目25-24)

5. 次回の協議事項について

（提案説明）

(1) 協議第6号-2 新市の名称について（協定項目3）

6. その他（次回の会議日程等の連絡）

7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	新村 俊委員
福島 英行委員	宮田 揮彦委員
木原 数成委員	上村 哲也委員
吉村 久則委員	榎木 ヒサエ委員
津田和 操委員	松山 典男委員
小原 健彦委員	石田 與一委員
西村 新一郎委員	徳永 麗子委員
笹峯 護委員	砂田 光則委員
東麻生原 勉委員	岩崎 薩男委員
池田 靖委員	松永 讓委員
川畑 繁委員	狩集 玲子委員
川東 清昭委員	児玉 實光委員
木場 幸一委員	原田 統之介委員
黒木 更生委員	林 麗子委員
迫田 良信委員	
浦野 義仁委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
延時 力蔵委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
道祖瀬戸 謙二委員	
森山 博文委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	
山口 茂喜委員	
大庭 勝委員	
倉田 一利委員	
湯前 則子委員	

会 議 欠 席 者

徳田 和昭委員
常盤 信一委員
川畠 暁委員
諏訪 順子委員
今吉 耕夫委員
永田 龍二委員
八木 幸夫委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は当協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**16**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして徳田委員、常盤委員、川島暁委員、諏訪委員、今吉委員、永田委員、八木委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに当協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さん明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては**2004**年の輝かしい新年をお迎えになったかと存じます。心からお喜びを申し上げたいと存じます。当協議会も今年はいよいよ1市6町の合併についての正念場を迎えることとなります。この協議会を円滑に進めるためには、協議会規約にのっとりその目的、そしてスケジュールに沿って慎重な審議を重ねていくことがより大切ではないのかなと考えているところでございます。本年も昨年以上に協議会の運営につきましてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、本日も第7回目の新市の名称検討小委員会、それから**11**回目の議会議員の定数及び任期に関する検討の小委員会が開催されたところでございますが、委員の皆様方には大変ご苦勞さまでございました。心から感謝を申し上げます。なお、後ほど新市の名称小委員会の方からは報告をいただくということになっておりますので、よろしく願い申し上げます。本日も内容的にはたくさんの協定項目をご協議をいただくということになっておりますが、途中休憩等も入れながら運営をさせていただきたいと思っておりますので、どうか実りの多い会になりますようよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお祈りいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきたいと存じます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議次第の次のページに前回の協議会以降の会議等について整理をしておりますので、お開きをいただきたいと思います。前回**12**月の**25**日に第**15**回の協議会を開きましてから以降の会議の状況でございます。1月の8日に第**16**回の幹事会を当多目的ホールで開催をいたしております。

ます。内容につきましては、前回第15回協議会の会議の内容等の報告をいたしたほか、小委員会の協議状況についての報告も併せて行っております。それから、幹事会の協議事項といたしましては、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて等を協議いたしております。なお、また、平成16年度の本協議会の事業計画案等について説明をいたしたところでございます。第16回の幹事会は以上のような状況でございます。そのほか各専門部会、それから分科会の開催等につきましてはお目通しを願いたいと思います。なお、また、本日午前に二つの小委員会が開催されました。その件につきましては、今、会長の方から話があったとおりでございますので、内容については割愛をさせていただきます。それから、ご報告を申し上げます。新市のまちづくり計画の住民説明会につきましては、昨年11月末でもって新市まちづくり計画の概要版を取りまとめをし、そして各市、町において住民の説明会を開催していただくということでございましたが、一部を除きましてその開催状況が取りまとまりましたので、ご報告を申し上げておきます。隼人町の方が一昨日、1月の13日から23日にかけて今説明会を開催中でございますが、その他の市、町におきましてはすべて説明会を終えられております。会場数におきましては、隼人町を含めまして現在118の会場で実施をするということになっておりまして、隼人町を除きます参加者の数は、合計で2,268人という参加者数として整理をさせていただいております。後ほどまた、隼人町の状況が整理できましたら、改めてまたご報告を申し上げたいというふうに考えております。それから、今後の予定につきましては、本日の会議資料の下の方の段に会議日程が整理をしておりますので、お目通しを願いたいと思います。以上、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方から諸般の報告について説明がございましたが、これにつきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、諸般の報告については終わらせていただきます。続きまして会議次第4の議事に、はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

牧園町の迫田でございます。現在1市6町の枠組みに向けて各地区の、各町の住民の方々が納得いくような合併を進めるために真剣にこの法定協議会が進められていると思っておりますが、そこでですね現在隼人町で住民投票に向けたそれぞれの離脱賛成の方、反対の方、いろいろあろうかと思いますが、その部分で津田和町長に若干お伺いしたいというふうに思っております。実は1市6町の合併推進という部分で賛成派の、賛成派といいますか、1市6町を進める方々のチラシがございまして、その中に「1市6町の合併で理想的なまちづくりと大きなメリットを」

ということで、その後にはですね「隼人町と国分市を中心とした合理的な合併を」というようなことで、非常にこうこの辺にですね、1市6町で進める中で隼人町と国分市の1市1町で合併をされるのかなというふうにとられるような原文が記載されております。そういう部分で確認のためにですね津田和町長はどのように考えておられるのか。実際にその1市6町で合併しようというふうに考えておられるのかどうか。津田和町長も1市6町を推進されていらっしゃる一人でございますので、これが執行部から出たものではございませんけれども、その辺について意見の相違があるのかどうか。ちょっとお伺いいたしたいというふうに思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

ただいま迫田委員からうちの合併推進の会から出しているチラシについてのご質問でございますが、これは行政は全然、私もタッチはいたしておりません。そういうことで、私としましては今おっしゃるようなそういう国分市と隼人町が主になった合併というのは全く考えておりません。1市6町という枠の中で私は進んでいるということを今でも説明会でも町民の方に全部そういう形で説明はいたしております。そういう誤解を招くということは本当残念ですが、私はそういうことは毛頭考えておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と言う声あり）、それでは、会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、報告第12号-4、新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果についてを議題といたします。本件につきましては新市名称検討小委員会の林委員長さんの方から報告をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会新市名称検討小委員会委員長（林 麗子）

ただいまご指名によりまして新市名称検討小委員会の報告をさせていただきたいと存じます。この件につきましては、去る12月25日、私どもこの協議会におきまして小委員会として3点に絞り込んだということをご報告申し上げた次第でございますが、改めまして本日11時から再度その確認のために小委員会を開催したところでございます。私どもに課せられた任務は、去る今年の8月12日におきまして私ども小委員会にその名称を3点絞り込む責任と使命を拝受したわけでございますが、それに沿いまして7回の小委員会を開いた次第でございます。12月25日に報告申し上げましたとおり、3件の絞り込みを行いまして、漢字の「霧島市」、そして「南九州市」、平仮名の「きりしま市」という3点を絞り込んで発表したのは皆様ご承知おきのことでございますが、それにつきまして選定理由を文言によって文章化したものを皆様方のお手元に配付させていただきましたので、ご覧くださいませ。まず、「霧島市」、その選定理由といたしましては、霧島は日本で最初の国立

公園の指定の地域で素晴らしい自然に囲まれた、そして観光地としても、天孫降臨の地の神話といたしましても全国に有名である。それをまず第1点、そして第2点、第3点として選定理由をここに三つほど列記してございますので、ご覧いただきたいと存じます。ちなみに応募数は**935**票でございました。第2点の「南九州市」におきましては、新生都市として、未来都市としてのイメージをアップし、そしてアピールするとともに素晴らしい未来都市を想像させる名前であるということなど3点選定理由を掲載してございます。また、第3点目の平仮名の「きりしま市」につきましては、その選定理由といたしましては、第1点の漢字の「霧島市」と同じでございしますが、新しいイメージとして、そして皆さんに親しみやすいイメージとして平仮名を採用させていただいた。そういう選定理由が皆様方の今ご覧になっていらっしゃるとおりでございます。今日の第7回小委員会におきまして最終的に「霧島市」、漢字、「南九州市」、平仮名の「きりしま市」を選定し、当協議会に私ども小委員会としての報告をさせていただきました。私どもの責めは今日のこの3点に絞り込む作業で終わった次第でございします。それもすべて満場一致で採択をしたことをご報告申し上げます。そして、さらに、第2点といたしまして、**12月25日**に皆様方にご提言申し上げましたように、やはり〇〇市、そして旧市町村名、そして大字、そういうものを付けるということは、今までの地域住民に長年培われました愛郷心、そして、また、歴史、文化にそれを懐かしみ、それを大事にしていこうとする熱き思いが地域住民の中にあるということをお私ども小委員会で把握いたしました。と申しますのは、協定項目**19**に大字につきまして協議、審議するということがございますので、小委員会としては決定権を持ちませんけれども、名称小委員会の皆さん方が一致いたしましてやはり新市の後に旧町名、そして旧大字、そういうものを包含した取扱いをしていただきたいと思います。これが私ども名称小委員会の熱き思いでございますので、それを協議会の皆様方に申し上げまして私ども名称小委員会としての責めを終わりたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま新市の名称検討小委員会の林委員長さんの方からご報告がございましたが、委員の皆様には大変、委員長さんはじめ、ご苦労さまでございました。それでは、この委員長さんの報告に対しまして皆さん方の方で何かご質問がございましたらお願いいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、報告第**12**号-4、新市名称検討小委員会の協議の経過及び結果につきましては終わらせていただきます。続きまして議事の(2)、

協議第**31**号、介護保険事業の取扱いについて（協定項目**22**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で福祉専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部会長（吉田 廣文）

福祉専門部会の吉田です。よろしくお願ひ申し上げます。資料は別冊の1でございます。第**15**回会議の別冊1でございます。協議第**31**号、介護保険事業の取扱いについて（協定項目**22**）、介護保険事業の取扱いについて次のとおり協議を求めらるるものでございます。1、介護保険事業計画については次のとおりとする。(1)、第二期介護保険事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、第三期介護保険事業計画策定のため、介護保険計画策定委員会（運営委員会）の設置に関することや準備事務については、合併までに調整する。(2)、第三期介護保険事業計画については平成**17**年度に策定する。2、介護保険料の賦課、徴収、減免の取扱いは次のとおりとする。(1)、介護保険料は第三期介護保険事業計画により平成**18**年度に統一する。(2)、普通徴収の納期は、平成**17**年度は各市町村の現行納期とし、平成**18**年度に統一する。(3)、災害減免は、その割合を合併までに調整する。(4)、低所得者保険料単独減免は、国分市、隼人町の例により合併までに調整する。3、低所得者利用者負担軽減対策補助については次のとおりとする。(1)、低所得者利用者負担軽減対策補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正、廃止が想定されるため、それに連動する。2、訪問介護利用者に係る利用料単独減免は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、国の制度改正、廃止が想定されるため、それに連動する。新たな減免制度については、新市において調整する。4、鹿児島県財政安定化基金拠出金・貸付金の取扱いについては次のとおりとする。(1)、財政安定化基金への拠出金については新市に引き継ぐ。(2)、財政安定化貸付金の償還金額については新市に引き継ぐ。5、始良伊佐地区介護保険組合が処理する事務については、現行のとおり新市に引き継ぐでございます。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてご質問・ご意見等をお願いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**31**号、介護保険事業の取扱いについて（協定項目**22**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(3)、協議

第32号、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目25-13-①）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で福祉専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。

○始良中央地区合併協議会福祉専門副部長（後庵 嘉文）

福祉専門部の後庵でございます。資料は別冊2であります。協議第32号、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目25-13-①）、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて次のとおり協議を求めるものでございます。1、母子及び各福祉協議会活動補助金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。2、ひとり親家庭等医療費助成事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。3、児童養育手当等助成事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。4、チャイルドシート貸し出し等に関する事業については、チャイルドシートの在庫を利用し、貸出方式で新市に引き継ぐ。5、次世代育成支援対策推進法に係る地域行動計画策定事業については、新市において速やかに策定する。6、家庭児童相談室設置事業については、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐ。平成16年1月15日、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、それでは、ただいま申し上げました6項目について概略に簡単に説明いたしたいと思っております。1ページをお開きください。事業項目1、母子及び各福祉協議会活動補助事業ですが、この事業は母子及び各福祉協議会が実施する活動に対して補助金を交付するものでございます。現在各市町母子及び寡婦福祉法の理念に基づきそれぞれ支援され、また、各団体においても活動されているところでございます。調整内容といたしましては、先ほど申しましたとおり、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整するでございます。2ページをお開きください。事業項目2、ひとり親家庭等医療費助成事業ですが、この事業の目的は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るというものでございます。本制度の給付対象所得制限額の基準は、児童扶養手当制度の一部支給限度額の基準と同額であります。財源内訳といたしましては、県、市町それぞれ2分の1ずつです。調整内容といたしましては、現行のとおり新市に引き継ぐ。所得制限以上の世帯については、溝辺町の例により合併までに調整する。この所得制限以上の世帯とは、児童扶養手当の所得制限基準を超えた者にも、児童の健やかな成長を願うとともに、ひとり親家庭の生活の安定を図るという観点から単独で実施しているというものでございます。4・5・6ページをお開きください。事業項目3、児童養育手当等助成事業ですが、国分市の欄を見ていただきたいと思います。事業の中に父子手当、出生祝い金支給、児童福祉手当事業の3事業があり、各市町の中では最も条件整備

がなされております。まず、父子手当は、母と生計を同じくしていない児童について父子手当を支給するものでございます。手当の額は年額2万円、児童が二人以上である時は、その児童の一人を除いた児童一人につき年額1万円を加算するというものでございます。出生祝い金支給につきましては、出産前に二人の児童（18歳未満ですが）を養育している者で、これらの児童に加えて当該出産より出生した子、つまり第三子目から10万円支給するものでございます。児童福祉手当は四人以上の義務教育終了前（中学生以下ですが）の児童を扶養している保護者に対して四人目から一人につき年額1万円を支給するものでございます。調整内容といたしましては、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐというものでございます。7ページ、8ページですが、事業項目、チャイルドシート貸し出し等に関する事業ですが、これはチャイルドシートの装着が義務付けられ、購入までの経済的な負担を軽減するために貸し出すものでございます。調整内容といたしましては、チャイルドシートの在庫を利用し、貸出方式に新市に引き継ぐ。つまり購入助成はしないというものでございます。9ページですが、事業項目5、次世代育成支援対策推進事業ですが、次世代育成に関する地方公共団体の行動計画を策定することにより次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するものでございます。これは支援対策推進法に基づき策定するものです。調整内容といたしましては、新市において速やかに策定するでございませう。最後ですが、10ページをお開きください。事業項目6、家庭児童相談設置事業ですが、この事業は、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するというものでございます。調整内容といたしましては、国分市の例により合併までに調整し、新市に引き継ぐというものでございます。以上、協議第32号、児童福祉事業の取扱いについて説明をいたしました。ご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようですかね。それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおりこの件につきましては承認することでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということですので、協議第32号、児童福祉事業【児童福祉】の取扱いについて（協定項目25-13-①）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議第33号、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25-13-②）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で福祉専

門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい、よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

福祉専門部会の福盛でございます。別冊3の協議第**33**号、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目**25-13-②**）、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて次のとおり協議を求めるものでございます。1、放課後児童クラブについては、現行のとおりに新市に引き継ぐ。ただし、単独補助や保護者負担金等については新市において調整する。2、乳幼児健康支援一時預かり事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。3、公立保育所運営事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。ただし、保育所開所・閉所時間等については、新市の勤務体系が決定され次第調整する。4、民間保育所運営事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。5、保育料については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に新市において平成**19**年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併までに調整する。6、特別保育事業（延長保育促進事業）は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。利用料等については、国分市の例を参考に合併までに調整する。7、特別保育事業（一時保育促進事業）は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。利用料等については、合併までに調整する。8、特別保育事業（乳児保育促進事業）は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。9、特別保育事業（保育所地域活動事業）は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。**10**、特別保育事業（休日保育事業）は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。**11**、特別保育事業（地域子育て支援センター事業）は新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。**12**、特別保育事業（家庭支援推進保育事業）は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、実施箇所等については新市において調整する。平成**16**年1月**15**日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、参考資料の1ページ目を、総括表をお開きいただきたいと思います。各市町の保育所で実施されている事業は、そのほとんどが国・県の施策の一環として行われているものでございまして、補助事業として財政的な基盤もあることから、基本的な調整方針として、国又は県等の制度に基づいて実施している事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。また、保育料（減免を含む。）については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。ただし、保育料徴収基準の階層区分及び徴収金額等については、国の基準等を参考に新市において平成**19**年度をめどに統一を図る。減免制度については、合併まで

に調整するをいたしております。12項目の事業のうち6番目の延長保育促進事業から七つの事業が特別保育事業でございまして、事業実施市町のうち全市町で実施されている事業は、1番、4番、5番の3事業、5番目の保育料を除きすべて国・県の補助対象事業でございます。その中で放課後児童クラブは全市町で実施されており、運営形態は、公設公営型1箇所、公設民営型が12箇所、民設民営型が3箇所の合計16箇所で開催されております。次の乳幼児健康支援一時預かり事業は、隼人町が指定をし、県の承認を受けて民間の病院で開催されております。公立保育所運営事業は1市3町の12の園で開催され、民間保育所運営事業は全市町18の園で開催されております。次の各市町の保育料については、階層区分や保育料に格差がございます。保育所分科会、福祉専門部会では、新市においては保育料の統一は必要であるとの認識は一致したものの、余りにも差が大きすぎてございまして、「合併後直ちに新市で統一することは、財政負担若しくは住民負担が大き過ぎて難しい。」、「負担の軽減を図る必要がある。」、「段階的な調整も必要ではないか。」との意見が多く、合併時はそれぞれ現行のとおり引き継ぎ、新市において保育料徴収基準を決定した上で平成19年度をめどに統一を図っていくこととしてございます。今後国の基準や類似団体等の例を参考にしながら詳細に検討を行い、減免制度と同様、合併までに調整してまいりたいと思います。なお、幹事会では、「大きな差があるので、段階的な措置はやむを得ないのではないか。」、あるいは「原案では『速やかに統一を図る。』とあるが、どれくらいの期間を予定しているか。」、「住民にとって関心度は高い。具体的に目標年度を示すべきではないか。」、あるいは「不均衡な、また、不均衡な保育園料期間を余り長く置くことはかえって不公平を増す。」ということ等の意見がございまして、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度に経過措置を置きまして、平成19年度を統一目標年度とすることで幹事会のご了解をいただいたところでございます。次に、延長保育促進事業以下の一連の特別保育事業は、少子化対策推進基本方針及びその具体的な実施計画としての新エンゼルプランを踏まえた子育て支援の充実等の施策の総合的な転換を図る観点から国が市町村に補助を行う必要かつ重要な事業でございまして、事業実施にあたってはあらかじめ県知事との協議が必要となってまいります。延長保育促進事業、一時保育促進事業、乳児保育促進事業、保育所地域活動事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業、家庭支援推進保育事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施箇所等については新市で調整するをいたしております。なお、利用料等についても合併までに調整したいと考えております。以上、児童福祉事業【保育所】の取扱いについての調整方針について提案理由のご説明を申し上げます。なお、詳細につきましては参考資料2ページ以降の現況調書に記載のとおりでございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以

上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

10ページの、いや、すいません。9ページでした。保育料の扱いのことでお尋ねいたしますが、非常に保育料については各町格差が大きいようでございますが、一応そのまま新市に引き継ぐということの説明でありました。また、19年度に統一するというような説明であったわけですが、この統一される基準というのが、先ほど財政的な負担が大きいというようなこともありましたけれども、大体どの辺に置かれるつもりかの検討はされなかったものかお尋ねいたします。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

分科会あるいは専門部会の中で具体的にどの段階にそういった設定をするかというのについては具体的に話し合いをした経緯はあるようでございますけれども、結果的にどの程度のところに抑えるということについて結論は得られておりません。余りにも差が大きいというようなことから、なかなか判断が難しゅうございまして、最終的には行政的な判断を下すのかどうかというような考えもございまして、これはあくまでもやっぱり政治的な判断も必要になってくるのかなというようなこともございまして結論をいたしておりません。ただ一つの考え方としてやはり国分市の例がございまして、あるいはそれと類似団体、13万人の市ですね、そこらあたりの例を参考にしながら今後決めていきたいというふうには考えているところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

非常に今、少子・高齢化の中でこの子育て支援というのは国策としても非常に重要な課題になっていると思います。だから、保育料にいたしましても、子育て支援の中で前の項目の中にあります児童養育手当などについては非常に事業の充実した国分市を例にというような文言でうたわれているわけですが、この保育料についても努めて低い、今現在で低い徴収料を取って、いや、保育料を取っておられる自治体に合わせるような文言の表現はできないものかどうか。その辺を委員の方々のご意見を求めたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

その前に補足があります。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

ちょっと補足説明を申し上げたいと思いますが、今1市6町の各、平成14年度の運営支弁額、公立、私立合わせた国の調定基準額あるいは調定額がそこに公立、

私立で出ておりますが、それを合計したものをばですね、国の徴収基準額あるいは調定額ですが、国の、1市6町を公立、私立全部合わせますと、徴収基準額、国の徴収基準額でいきますと約5億**5,344**万程度になるわけです。調定額は、1市6町の調定額が4億**7,574**万ということで、水準として国の**73.64%**程度になります。例えば、それを国分市の例で見ますと、国分市の場合は水準が **84.64%**、国が**100**に対して**84.64%**程度ございます。低い所で見ますと、福山町の場合で**61.35**の水準でございます。これを国分市の水準で全市町徴収した場合に、約5億**5,344**万4千円の国の基準に対しまして、4億**6,843**万5千円程度、これを福山町の基準で、**61.35%**の水準で徴収をしますと3億**3,953**万8千円ということで、国分市と福山町の水準の差が1億**2,800**万、1億**2,889**万程度と、1年間にこれだけの、1億**2,800**万を超える財源が必要となるというようなこともございまして、なかなかそこあたりの判断が難しゅうございます。ひとつ皆様方、今、木場委員の方からご提案、意見のございましたが、皆さん方のご意見が賜れば、専門部会としてはありがたいというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、事務局の方からも説明があったところでございます。これに対し木場委員の方からは全体としてこの徴収部分については低いという形で文言を整理したらどうかということでございます。事務局の方は、これ徴収基準があって、それに基づいてどうなのかという説明であったかと、国が示した徴収基準に対して国分市が**80%**が今現状ですよということでございました。これはそういったことを踏まえて委員の皆さん方で何かこれにつきましてご意見があれば、承りたいと存じます。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

ただいま溝辺の木場委員の方から減免の関係についてのご質問がございましたけれども、私も全く同感でございます。総体的な出生が低下している中におきまして、やはり子供の養育というものがいかに大事かということを一応やはり念頭に置かなければならないのじゃないかと思っております。そのようなことからやはり保育料が、今説明がありましたように、やはり基準をどこに持っていくかということになってきますと、中間を見ましても、やはり福山町、安い所から見ましても相当保育料は上がってくる可能性があるというようなことから、今、木場委員が申し上げられるように、やはり減免措置としては安い方をとっていただき、そしてそこあたりの協議というものを明記されるようにひとつ要望するところでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、道祖瀬戸委員。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

私はこの保育料の問題ではございませんけれども、やはり少子化になりますとですね、現行の保育所は新市に引き継ぐということでございますけれども、増員になる所もあると思いますが、その反対の地域もですね、いわゆる生産人口が少ない所になりますと大分減ってくるのではないかとということが懸念をされるのではないかと思います。そうした中でですね、それぞれのやはり定員というのがあるわけですが、定員を割った中でですね、やはり必要では、地域でですねそれぞれにその子育ての皆さんにとってはとても大事な施設であると思うわけですが、そこいらのですね基準と申しますかですね、閉園をする基準とでも申しましょうか、そういうことは新市においてどういう具合に考えておられるのかですね説明をいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

論点が二つ分かれているようですが、前の徴収料の表現の部分を少し先に整理をいたしまして、今の部分については、これは今定数等の関係を含めての話だろうと、検討された経過は後でちょっと説明いただきたいと思いますが、まず、前の徴収料の部分につきまして、保育料の負担金の議論でございますが、この表現を見ますと、「国の基準等を参考に」と今書いてあるわけですね。「国の基準等を参考に」ということは、人口とか、そういったもので一定の基準が示されるということになりますので、当然に規模が大きくなりますと高い並びになるということになるかと思いますが、ここをこれじゃなくって、もう少しその低い方の例に倣ってというお二人のご意見だろうと思います。これにつきましかがですか、委員の方々。はい。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

いろんな考え方があろうかと思うわけですが、例えば、国分市が設定されています**40万8千円**以上の所得税を納める方が3歳未満児で**4万9,650円**というふうにございますが、例えば、この**40万8千円**以上の所得税を年間納める方というのは一体どのような方が対象かというふうになるわけですが、私が**900万**ぐらいもらっていますけれども、大体それで**27万**程度の所得税を払っています。そうしますとかなり、**40万8千円**の所得税を納める方というのは高額の相当なやっぱり収入がある方じゃないのかなと、そうしますとそれなりに担税能力もですねあるのではないかなというような推測をするわけでございます。ただ皆さん方考えていらっしゃるのやっぱりそういった、所得の高い人ではなくて、所得の低い方々、低所得者の方々をどう対処するのかというのが非常にこう皆さん方気になっていらっしゃるのと思うわけですが、そのようなこともですね十分今後考慮しなかりゃならないと思うんですが、所得割額が**16万**以上の方についてはですね私は国分市の方でもいってももちろん問題はなからうと。ただ所得割額が**16万**未満の

方、中堅的な階層ですねあるいはそれ以下の低所得者層については、これは十分な、もちろん十分な配慮をする必要があろうかというふうに思っております、ここらあたり、その16万未満の方への階層については、国の階層は7基準ですが、それぞれ各自治体の方々、1市6町でもそれぞれ区分を多くしたり、お金、金額を引き下げたりしてそれぞれにですね独自の少子化対策ということで施策をとっていらっしゃるようでございまして非常にご苦労の跡がうかがえるわけです。もちろんこれを我々としてはないがしろにするつもりはございませんで、今後ともこういった施策についてはですね引き続きそういった措置はとる必要があろうというふうには考えているわけでございます。一つの考え方として国分市の例を参考にしながらですね段階的な統一をさせていただければというようなことを今のところ考えているところでございます。これは一応考え方として、一つの考え方として受け止めていただきたいというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

溝辺の場合にいたしましては、高額所得者、高負担の方々については非常に負担が大きいというようなことで、もうかなり前のことだと思っておりますが、条例改正をしてこの辺は引き下げる形になったというような先輩議員の説明もありました。それで溝辺におきまして、私たちの地域におきましては非常に、四つ保育園がある中で、二つの保育園は定員オーバーする状況の中で、二つの保育園は定員不足というような状況が生まれております。その辺のことを考えまして非常にその不足する、定員の不足する保育園の経営が非常に危ぶまれている中で保育料は、今この文言で見ますと、調整内容を見ますと上がるんじゃないかというような心配もされておりますし、ひいては保育、入園者が減少するのではないかというような、またそれに関連して過疎化が進むんじゃないかというような非常にあらゆる方面から心配されている部分があります。その辺を考えますと努めて低い方に設定するような方向付けはできないものかどうか。その辺を再度お伺いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、ちょっと待って、ちょっと待って。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

今、先ほど、園の経営というふうに今おっしゃいましたけれども、これは園の経営はこの保育料とはもう直接関係はないと、園はその支弁料、総額ですか、それで自治体が出すということになりますんで、あくまでもそれは、保育料は自治体の収入、財政に影響するということになってくると思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今のこの保育料の関係について、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

もちろん園の経営には、入園者が同じであれば関係ないと思いますが、ただ入園者が減少するんじゃないかということが心配されるということでもあります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、あと黒木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

ちょっとお尋ねいたしますけれども、今説明された方の所得から見ますと高額所得にこう入るわけですけれども、年代的に見ましてもやはりそのような方というのは、まだ保育児がいるような世帯というのは私はまだ高額所得に上がるような人は少ないと思っているわけです。そのような中において、今、中間的なこの低所得者の階層というものがどの程度いるのか。そこらあたりの一応検討をされたかどうかというのは出ておりませんか。お聞きいたしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

国分市さんの例で申し上げてみたいと思いますが、**12月1日**付で各市町のそれぞれの各、国の徴収基準に対する人数をちょっと調査してみたわけですが、平成**15年の12月1日**でございますが、国分市さんが**932**名、3歳未満、3歳以上いらっしゃるわけですが、特に3歳未満の方々の中で見ますと、国の保護世帯については、これは7人と、それから非課税世帯が**91**人、町民税の課税世帯が**88**、第4段階の、国の第4段階の6万4千円未満の方が**49**人と、それから5段階、国の第5段階、**16**万円未満の方々**49**人、それから**40**万8千円未満の方が**46**名、**40**万8千円以上が**12**名というような状況にあります。また、霧島、溝辺町さんの場合でいってみますと、3歳未満の場合で保護世帯は0でございます。非課税世帯が**20**名、それと第3、国の第3階層が**42**名、それから第4階層が**27**名、5階層が9名、6の階層が**12**名、7の**40**万8千円以上が0というような段階でございます。結果的に**40**万8千円以上とかいう方々については全体的にも**20**名もないというような状況でございます。あくまでも低い方々の階層が多いというのがございます。それと一般的な親と子と、それと子供二人、こういった世帯に換算して大体どれぐらいの方々がそういった所得階層になるかというのをちょっと、概算でございましたけど、試算したわけですが、**40**万、所得税**40**万8千円以上の場合で**860**万円、それと**16**万円が大体**500**万、このような収入があれば大体**16**万円の税が納められるだろうというようなところの収入段階にあります。そのようなことで一応若干試算をしてみましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、低所得者についてはかなりのやっぱりそういった減免措置とか、あるいはそういった減額制度の導入は必要でございますけれども、そのような形でさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

大変表現本当難しい部分だろうと思います。今お話がございましたように、所得階層ごとで国の基準からまた市町村ごとに細部の区分けをしたり、特にやはり低所得者に厚くしている所はどこも同じでございますけれども、そういった状況の中で、これをどうするのかということで、さらに低い所に基準を合わせましょうやという形を表現でうたうことについて、事務局の方は今の形の中で2年間、19年度までの間にですね調整をしてそういったバランスがとれるようになるということはこの表現の中で言っているという説明であろうかと思いますが、どうしても何かその表現を付け加えておかなければということで先ほどから木場さん、黒木さん言っておられると思います。皆さん方ほかにやっぱりそうしとくべきじゃないかというような意見ございますでしょうか。低きに合わせるということも確かにそうですが、皆さん何かやっぱり表現の中に少しそういうニュアンスのことを入れとった方がいいというようなことであれば、あるいはもうこのままでいいんじゃないかということと、今もう少し言葉を足した方がいいんじゃないかというお二つだろうと思いますが、いかがでしょうか。ここでは「国の基準等を」という表現ですね。これに何か文言を付け加えといて低い方に行くように、今、事務局の方は今そういったことも考慮しながら所得の低い所の部分については調整を図っていくというようなことの説明でもあったようでございますが、どうなんでしょうか。木場委員いかがですか。今これでもいいというふうに、はい、はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

今このままでというような意見があったわけで、ほかの方々の意見も出ないようですけれども、ただ非常に多くの項目の中で合併までに調整するとかいうような形の中で示されておりますように、非常に先が見えない状況、項目が多いわけです。だから、この辺の重要な項目に対しましてはある程度住民にも説明ができるような文言で表現された方がいいんじゃないかというような考え方もありまして文言のことまで触れました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに、いや、どうしてもということであれば、今もうこのままで、今言われたような意見も、事務局の方におきまして、やはりこの子育てあるいは少子化に対応する保育料というのは大変重要な部分でありますので、そういった十分な意見を踏まえて、この意味はそういうことを含んでご意見があったということで整理をするということでもよろしゅうございますでしょうか。ほかにありませんでしょうか。はい。じゃあその、この部分についてはこれで、今お話がありましたことも十分踏まえてこの検討の過程の中で議論をしていただくということで整理をさせていただきたいと思います。もう1点ございました。道祖瀬戸委員の方からございました部分について事務局の方お答えをいただきたいんですが。運営、定数、はい。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

定数問題につきましては、現行のとおりですね、今の状況をそのまま現行のとおり引き継ぐということで協議をいたしているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（道祖瀬戸 謙二）

この合併の目的はやはりこう経費の節減というのが大きなこの目標であるような気がいたしますけれども、やはり地域においてですねやはり定数割れということも私は今後出てくるのではないかと。あるいは横川あたりについてはもうそういう部分の保育園も存在しているやに思うわけですが、やはりその、少なくともやはりそのそこに預けておられる親御さんにとっては非常にそこは大事な所でありですね、もうその採算面からしますと非常に厳しい面も出てくるとは思いますが、やはり合併をしてもそこいらのところを大事にしてやはり地域をですね育てて、そういう子育ての方たちを育ててやるということも非常に大事な方向ではないかなあと気がいたすもんですからね、もう定員を割りましたよと、それで一応閉園しますということになりますと、余りにもこう、これは合併というのはこういうもんだったかなということですね地域の方々ですねもう非常に不信に思われる部分もあると思う気がしますのでね、やはりこうそこいらのこう最少人員を幾らぐらいまでは存続するぞという一つの目安がですね私どもに示されますと非常にありがたいなあと、こう思うわけです。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

最初に申すべきでしたけれども、保育所のそういった定数とか、そのものにつきましては適正、恐らく新市の、今各市町にも適正配置審議会というのがあろうかと、置かれているだろうと思いますが、そういったものを新しく、今は現行のとおり引き継ぎはいたしますけれども、新たに市において適正配置審議会というようなのを設けて、その時にまた審議していただくというふうになるのではないかとこのように考えているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

要は定数をそのまま、新しい市になってもそのままにし、後はまたその定数配置、委員会みたいな中でその後の定数状況を見ながら協議をしていくということになるということでございますが。（「はい」と言う声あり）、ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

4 ページですけれども、乳幼児健康支援一時預かり事業の中で、前回の協議会で説明いただいたわけですが、これは県との協議が必要であり、1市町1箇所という

ような説明ではなかったかと思いますが、この辺についてももう1回詳しく説明いただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

乳幼児健康支援一時預かり事業でございますけれども、これにつきましては県の届けとか、承認、県の協議をもちろんするわけですが、一般の場合協議で済むんですが、この場合は県の承認が必要と、この乳幼児健康支援一時預かり事業については県の承認が必要でございます、あらかじめ県の承認を、申請して、協議をして、県の承認を得るとというのがこの事業でございます。今現在1市町村1箇所が県の方では標準だというふうになっておりまして、県下でも、前申し上げましたとおり、鹿児島市に1箇所、あるいはほかの6市町村で7箇所、県下で7箇所というような状況でございます、今後もそのような方針ですか、基本的なものについては市町村、1市町村2箇所以上の指定というのは難しいのではないかとというようなことをですね県の方からはお伺いしているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。要はその、はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

今1市町1箇所というような説明だったわけですが、今、隼人町は既に取り組みをされているわけです。そしてこの調整内容を見ますと、「実施箇所などについては新市において調整する。」ということですが、このまたほかの地域に変わる可能性があるのかどうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

その文言等につきましてはいろいろ考えたわけですが、今現在のところ隼人町でやっておりますけれども、合併した時にまたそのどのような県の承認を得る必要があるのかどうか。また改めて申請する必要があるのかどうか。そこらあたりがまだちょっと疑問でございます、そのような文言にさせていただいたわけですが、今現在やっている所については、これをそのまま継続していかざるを得ないのじゃないかというふうに考えておりまして、新たにそういった希望があった場合に、その県がどのような対応をとってくれるかというのにつきましては、まだ現在のところ見えておりません。今後ともそういった県とのですね調整が必要であろうというふうには考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、ないようでございますので、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第33号、児童福祉事業【保育所】の取扱いについて（協定項目25-13-②）は提案のとおり承認されました。次に、議事の(5)、協議第34号、その他の福祉事業【人権】の取扱いについて（協定項目25-15-①）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で福祉専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい。
○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

引き続きまして別冊4の協議第34号、その他福祉事業【人権】の取扱いについて（協定項目25-15-①）でございます。その他の福祉事業【人権】の取扱いについて次のとおり協議を求めるものでございます。人権擁護推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。行動計画等の策定については、隼人町の例により新市において速やかに調整する。平成16年1月15日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人でございますが、人間が生存と自由を確保し、幸福を追求する権利、人権につきましては、日本国憲法において基本的権利として保障されております。しかしながら、今なお同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者、障害者、外国の人、ハンセン病、HIV感染者、水俣病患者あるいはアイヌの人々、離島問題など様々な差別問題が根強く残っております。人権の侵害が問題視されているところでございますが、今般1市6町が合併するにあたっては、人権尊重のまちと市民が誇れる新市にふさわしい人権擁護施策を実施するため、新市の行動計画を策定し、これらの人権問題に対しあらゆる方面から市民の自主的な取り組みを促すとともに、行政、教育、企業、団体、家庭及び地域が一体となって人権教育の推進を図ろうとするものでございます。以上、その他福祉事業【人権】の取扱いについての調整方針をご提案申し上げました。なお、詳細につきましては参考資料の現況調書に記載のとおりでございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございます。それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第34号、その他の福祉事業【人権】の取扱いについて（協定項目25-15-①）は提案のとおり承認をされました。ここで約10分ぐらい休憩をさせていただきたいと思います。おおむね55分から開始をいたしたいと思います。

「休憩 午後 2時40分」

「再開 午後 2時55分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開いたします。次に、議事の(6)、協議第35号、その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて（協定項目25-15-②）を議題といたします。本件につきましても前回の会議で福祉専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

別冊の5でございます。協議第35号、その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて（協定項目25-15-②）、その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて次のとおり協議を求めるものでございます。養護老人ホーム運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。平成16年1月15日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人でございますが、現在養護老人ホームについては、国分市、横川町、隼人町に3施設がございますが、建物概要等については、そこにありますとおり、国分市が平成11年建設と新しいものでございますが、横川町が昭和57年建設、隼人町が昭和54年建設と老朽化が進行しつつございます。居室は、国分市が一人部屋の55室、横川町が二人部屋の30室、隼人町も二人部屋の25室でございます。両施設ともプライバシー保護や設備の老朽化が目立つことから、リニューアルあるいは建て替え等を含め新市における検討課題となっております。また、職員配置、勤務体制は、国分市は直営で正規職員、横川町は園長と指導員以外のすべてを臨時職員で、隼人町の場合は調理部門を一部業務委託しております。3施設それぞれ職員体制等の経営形態は異なっております。しかしながら、3施設多少の相違はあるものの、養護老人ホームの運営については、現行のとおり新市に引き継ぐといたしてございます。以上、その他福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて調整方針のご説明を申し上げます。なお、詳細につきましては、参考資料、現況調査に記載のとおりでございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思いますが、本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第**35**号、その他の福祉事業【養護老人ホーム】の取扱いについて（協定項目**25-15-②**）は提案のとおり承認されました。次に、議事の(7)、協議第**36**号、その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて（協定項目**25-15-③**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で住民専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

住民部会の濱崎でございます。よろしく申し上げます。別冊6になります。その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて次のとおり協議を求めるものであります。その内容についてご説明をいたします。レセプト点検事業については、専門職員を雇用し、業務を行う。レセプト開示については、取扱要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。ご案内のとおり、レセプト点検は外部に委託する方法と専門職員を雇用して行う方法があります。今までの実績等から専門職員を雇用した方が、費用面、賃金面については少々高く付きますが、信頼性と確実性において効果が優れているということでもあります。また、レセプト開示等の請求があれば、すぐに安心して対応できる等などのことで、協議内容のとおり調整をいたしました。以上です。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入ります。この件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第**36**号、その他の福祉事業【老人医療】の取扱いについて（協定項目**25-15-③**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(8)、協議第**37**号、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて（協定項目**25-24**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で福祉専門部会から提案説明を行っておりますが、概要、補足説明等を行ってください。はい。

○始良中央地区合併協議会福祉専門部会長（福盛 安美）

福祉専門部でございます。別冊の7、協議第37号、社会福祉協議会関係事業の取扱いについて（協定項目25-24）、社会福祉協議会関係事業の取扱いについては次のとおり協議を求めるものでございます。1、社会福祉大会は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、開催内容、運営方法等については、合併までに調整する。2、総合福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営委託料等については、合併までに調整する。3、福祉活動専門員設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金については、社会福祉協議会と協議し、合併までに調整する。4、温泉センター管理運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、運営方法等については、合併までに調整する。5、社会福祉協議会運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金、運営方法等については、社会福祉協議会と協議し、合併までに調整する。平成16年1月15日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、参考資料の1ページ目でございますが、社会福祉大会については、社協の単独開催か、市町との共催かに分かれているところでございます。各市町いずれかの形で開催されております。次に、3ページ目でございますが、総合福祉センターの運営を社協に委託している市町は、国分市、牧園町、霧島町、隼人町でございますが、地域福祉の拠点として設置されていらっしゃる。5ページ目でございますが、福祉活動専門員は各市町の社会福祉協議会に設置されておまして、民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに、広報、指導、その他の実践活動の推進に従事されていらっしゃる。7ページでございますが、温泉センターの管理を社協に委託している市町は、溝辺町、横川町、牧園町の3町でございます。9ページ目でございますが、社会福祉協議会への運営補助は隼人町を除く6市町で行っていらっしゃる。7市町の社会福祉協議会の職員数は現在嘱託、パートを含めて総勢228名とのことでございます。以上、社会福祉協議会関係事業の取扱いについての調整方針について提案理由のご説明を申し上げます。なお、詳細につきましては2ページ以降の現況調書の記載のとおりでございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いをいたします。

[「なし」と言う声あり]

特にないようであれば、委員の皆様にお諮りをいたします。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第37号、社会福祉協議会関係事業

の取扱いについて（協定項目25－24）は提案のとおり承認をされました。続きまして会議次第5の次回の協議事項についてを議題といたします。(1)の協議第6号－2、新市の名称について（協定項目3）を議題といたします。事務局の提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

新市の名称につきまして説明をさせていただきます。本日の配付資料でございます。協議第6号－2でございます。新市の名称について（協定項目3）、新市の名称は、漢字の「霧島市」、「南九州市」及び平仮名の「きりしま市」のいずれかとする事について協議を求めるものでございます。内容といたしましては、新市の名称は空欄になっておりますけれども、ここに名称が入るといって何々市とすることになります。平成16年1月の29日の提出になります。資料で1ページ目から4ページ目まで小委員会の審議状況を添付をいたしております。先ほど新市名称検討小委員会の委員長の方から報告がありましたけれども、小委員会が選定した3点、「霧島市」、「南九州市」、「きりしま市」の中から新市の名称として最もふさわしい1点を決定していただくために提案するものでございます。説明を終わりますけれども、資料は右上の方に「協議第6号－2」というふうに書いております。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から次回関係についての提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、協議第6号－2、新市の名称について（協定項目3）は終わらせていただきますが、この案件につきましては次回の会議で協議をしていただくこととなりますので、よろしく願いをいたします。続きまして会議次第6のその他でございますが、委員の皆様から何かございませんでしょうか。津田和委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

委員の皆様方には大変隼人町のことでご迷惑をかけておりますが、先ほど会長からも話がございましたように、隼人町におきましては昨日、一昨日から、13日から今住民の方に説明会を開催をいたしております。そしてこの説明会を、13日から今月の23日まで26会場で説明会をいたす予定にしておりますが、今のところ二晩実施をいたしました。案外、私が予想した以上に集まりがいいようございます。今4箇所説明会を開きまして93名、53名、72名、64名というような出会をいただいで説明会をいたしております。いろいろ、意見としてはいろんな意見が出ますけど、まず、説明会でございますので、質問はできるだけ遠慮してくださいとい

うことで、1月25日に今度フォーラム式に、賛成派と反対派と申しますか、そういうように分けまして討論会、意見交換会ということで、その時長い時間で質問をお受けしますので、その時質問をしてくださいということで計画をしております。それでそのようなことで、いろいろございますが、まだ、ご承知のとおり、民意の方なんかは今まで署名を、余り広いとか、や、老人給食が危ないとか、いろんなことを看板で出したり、チラシを配ったり、いろいろしていらっしゃいますが、私はそういうことは絶対ありませんということを今説明会でも申しておりますが、そのようなことで私の方が、賛成派の方がいまだそのことについて何ら詳しい、ただ町報等でこう流しているだけで、動いておりませんでしたので、これは遅れてはおりますが、これからが一応正念場だろうというふうに考えております。そういうことで、できれば今日委員の皆様方にも、隼人町の問題ではございますが、皆さんの各町の方々がいろんな形でひとつ援助をいただきたいというふうにお願いを今日は申し上げたいと思っております。いろいろ顔見知りの方、いろんな友達の方、隼人町にいらっしゃる方には是非ひとつ声をかけていただきまして、そして今回のこの住民投票が、実は私も、こういう住民投票というのは恐らくうちの隼人町におきましても初めてのことでございます。今まで選挙は、自分の選挙含めいろんな選挙はしてきましたが、全く手掛かりが、どういう状況で進むのか状況が分かりません。そういうことで、しかし、厳しいことは厳しいというふうに自分でも認識をしているんな手だてをいたしておりますが、さっきもちょこっと迫田議員から指摘がございましたが、賛成をしていただく方々の団体が、私の方の方の賛成の方に応援をしていただく方々が陳情書を出して合併はこのまま存続すべきだと、合併をしなければいけないという団体が、隼人町の商工会をはじめ、七つの団体からそういう請願が出ております。そして議会としてはこれは継続審議ということで結論を出しておりません。それでそのようなことで、この陳情書を出していただいた方々の今度は推進する住民の会というのを結成をしまして、今その方々がさっき話が出ましたこのようなチラシをつくったり、看板をつくったり、街宣で回ったり、いろんなことをしていただいておりますので、今後、今からがこの正念場だろうというふうに考えております。しかし、一応推進はいたしますが、表面立っているいろんなこともいろいろございますが、今度住民投票のやり方も、これもいろいろ検討をいたしまして、普通なら私が一存でこういうのは決めていいわけですが、ご承知のとおり、うちの民意で、合併のこの離脱につきましての住民の意思を問うということで民意の方々が約 **1,800**名ぐらいの署名を取って、そして私の所と議会に出しておりますので、これは当然法的な制約を受けなければいけない状態ですので、もちろん私が受けて、そして、前申しましたように、議会で反対の、離脱の決議がなされましたので、当然私としては、議会が議決を、決議をされた以上、もう私は、今までが議会の方々

と相談してやってきたわけですが、そういう形になりましたので、当然住民の方の考えを問わなければいけないことになって、もう率先して私が住民投票をやるということを決断をいたしまして、そして住民投票をするということになったけど、民意の方の住民投票も当然議会に諮って協議をしなければいけない。これはもう法定でそういうことになっていきますので、同じ目的のものを2回も住民投票をする必要はないと。そして民意の方と私の当局と話し合いをさせまして、例えば、向こうの方は**16歳**以上からしなさいとか、いろいろ、私は二十でいいんじゃないかというようなことを、そういうものを全部こう整合性を持たせて意見が一致して、そして今回の住民投票に入るわけです。それでそういうことで、この投票の方法にしましても離脱とか何とか、そんな難しい言葉を使う必要はないという私も考えだっただけですが、この条例が、住民投票条例の中に結局「離脱」ということを向こうの方からそれが文言が入っているもんだから、「『賛成』、『反対』でえやねか。」とか、いろいろ意見も出たわけですが、どうしても「離脱」という文言を入れなければいけないという、そういうことで最後は折り合いが合ったのが、離脱する。離脱しないということで一番最初出たわけですが、これではもう大変、これはもう私も頭からこういう文言では間違いをしやすいと、離脱しないというのが正解なのに、これはもう下手をすればするということに○が付けられる可能性があるということで協議をいたしました結果、上の方には「離脱する。」という文言を入れて、下の方に大きな「(1市6町から離れる)」と、そうすると片一方の方は、「離脱しない。」というのには「(1市6町に残る)」という文言をここに括弧書きで入れて、そして○をすると、どっちかに○をするという方法でやるということに最終的決定をしました。なかなか、これも何回となく話をするけど、最終的にはもうこの問題については、うちの役所とその向こうの方と話を何回となくさせてきたけど、結論が出ずに、もう最後は私も出てもう机を叩いて大きな声でやりました。そしたら結局こういうことになりましたが、ひとつ、今申し上げますように、ひとつ、1市5町の皆様方どうかひとつここでよろしく願いをいたしますので、この投票だけはいかなることがあっても勝たせてもらわなければ、皆さんと同じようなこの席に座って物も言えないことになっていきますので、どうかひとつよろしく願いをいたしたいと思います。私は住民の説明会におきまして、こういう町でダイジェストをつくって全戸に配っておりますが、この地図を見てくださると、この青いのが隼人町ですよと、一番ど真ん中いるんですよということを町民の方にも説明をしながら今訴えておりますので、どうかひとつよろしく願いをいたしたいと思います。私も精いっぱい頑張ります。どうかひとつよろしく願いをいたしまして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに何かございませんでしょうか。事務局の方から、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の協議会の開催日程でございます。第**17**回協議会は1月**29**日（木曜日）午後1時半からこの多目的ホールで開催いたしますので、出席の方をよろしく願いいたします。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、ほかにないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきます。長時間にわたりまして大変熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これもちまして第**16**回始良中央地区合併協議会を終了いたします。

「閉 会 午後 3時20分」